

(案)

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置は次のとおりである。

名 称	位 置	面 積	備 考
産業廃棄物処理施設 (廃プラスチック類及び 木くず又はがれき類の 破砕及び減容固化施 設)	大阪府大阪市住 之江区南港南一 丁目 5 番 1	4,200.00 m ²	処理能力 (t / 日) ・ 廃プラスチック類 215.45 ・ 木くず 337.40 ・ がれき類 365.13

理 由

廃プラスチック類等を破砕し、圧縮成型することにより固形燃料を製造する施設であり、燃料として利用し、循環型社会の形成に寄与するため、建築基準法第 5 1 条のただし書の規定により、産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について許可しようとするものである。

(参 考)

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の概要は次のとおりである。

名 称		産業廃棄物処理施設					
位 置		大阪市住之江区南港南一丁目 5 番 1					
敷 地 面 積		4,200.00 m ²					
地 域 地 区		工業専用地域（建ぺい率 10 分の 6、容積率 10 分の 20）、 建築基準法第 22 条区域、臨港地区（工業港区）					
施 設 の 概 要	主 要 用 途	産業廃棄物処理施設 （廃プラスチック類、木くず及びがれき類の破碎及び減溶固化施設）					
	建 築 物	建 物 用 途	工場棟 （既設）	事務所棟 （既設）	消火ポンプ棟 （既設）	便所棟 （既設）	合計
		建 築 面 積 (m ²)	2459.70	40.50	5.20	1.52	2506.92
		延 べ 面 積 (m ²)	2427.30	70.20	5.20	1.52	2504.22
		構 造 ・ 階 数	鉄骨造 平屋建	鉄骨造 2 階建	C B 造 平屋建	鉄骨造 平屋建	—
	処 理 能 力 (t / 日)	廃プラスチック類 215.45 木くず 337.40 がれき類 365.13					
	最 終 処 分 方 法	再利用資源として活用するほか、残滓については埋立処分					
	備 考						

(5 頁 ~ 7 頁 図 面 参 照)